

・女性活躍推進法第17条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表

(1) 職員数・継続勤務年数に関する項目

項目	区分	北見市	北見地区消防組合	
女性職員の採用割合 (平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで)	事務職	42.1%	—	
	技術職	10.0%	—	
	保育士	87.5%	—	
	消防職	—	8.3%	
採用試験受験者の 女性割合 (平成30年度中実施試験)	事務職	22.4%	—	
	技術職	13.0%	—	
	保育士	91.7%	—	
	消防職	—	5.1%	
職員の女性割合 (平成31年4月1日現在)	正規職員(短時 間再任用職員 を除く)	事務職	25.3%	—
		技術職	5.1%	—
		保健師	100.0%	—
		保育士	97.6%	—
		その他の職種	75.5%	—
		全体	33.5%	—
	短時間再任用職員		30.4%	—
	非常勤嘱託職員		79.3%	—
	臨時的任用職員		88.5%	—
	消防職	正規職員(短時間再任用 職員を除く)	—	1.7%
短時間再任用職員		—	0.0%	
各役職段階の職員の女性 割合(短時間再任用職員、 非常勤嘱託職員及び臨時 的任用職員を除く) (平成31年4月1日現在)	管理職	部長職	0.0%	0.0%
		部次長職	6.5%	0.0%
		課長職	8.4%	0.0%
		全体	7.0%	0.0%
	係長職		27.3%	0.0%
	係員		45.6%	2.9%
	全体		34.1%	1.7%

項目	区分	北見市	北見地区消防組合
継続勤務平均年数の 男女差 (平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで の退職者)	事務職	男性32.2年 女性16.6年	—
	技術職	男性26.4年	—
	保育士	女性28.7年	—
	その他	—	—
	市全体	男性33.0年 女性24.9年	—
	消防職	—	男性38.5年

(2) 勤務時間に関する項目

項目	区分	北見市	北見地区消防組合
超過勤務の1人当たりの 平均時間 (平成30年度)	4月	17.2時間	9.7時間
	5月	14.0時間	7.0時間
	6月	12.4時間	12.0時間
	7月	13.6時間	10.0時間
	8月	9.3時間	8.5時間
	9月	16.2時間	9.7時間
	10月	12.0時間	11.1時間
	11月	11.6時間	8.9時間
	12月	9.2時間	5.9時間
	1月	9.2時間	5.9時間
	2月	11.9時間	4.9時間
	3月	20.5時間	6.2時間
	年間	157.1時間	99.9時間
月45時間超の超過勤務を した職員数〈割合〉 (平成30年度)	4月	84人〈9.2%〉	1人〈0.5%〉
	5月	72人〈7.9%〉	3人〈1.5%〉
	6月	41人〈4.5%〉	10人〈4.9%〉
	7月	64人〈7.0%〉	1人〈0.5%〉
	8月	21人〈2.3%〉	1人〈0.5%〉
	9月	58人〈6.3%〉	7人〈3.4%〉
	10月	42人〈4.6%〉	1人〈0.5%〉
	11月	40人〈4.4%〉	1人〈0.5%〉
	12月	21人〈2.3%〉	1人〈0.5%〉
	1月	30人〈3.3%〉	1人〈0.5%〉
	2月	41人〈4.5%〉	1人〈0.5%〉
	3月	125人〈13.7%〉	1人〈0.5%〉
	年間(360時間超)	94人〈10.3%〉	2人〈1.0%〉

(3) 休暇の取得に関する項目

項目	区分	北見市	北見地区消防組合
男女別の育児休業取得率 (平成30年度中に新たに 育児休業取得可能と なった職員)	正規職員	男性0.0% 女性100.0%	男性0.0% 女性0.0%
	非常勤嘱託職員	女性100.0%	—
男性の出産補助休暇の取得率(出産日が平成30年度中のもの)		63.6%	100.0%
男性の育児参加休暇の取得率(出産日が平成30年度中のもの)		27.3%	0%
子看時間の取得人数と 取得期間合計 (平成30年度)	正規職員	17人 83時間 (うち男性 5人 19.25時間)	0人 0.0時間
	非常勤嘱託職員	10人 48.5時間 (うち男性 0人 0.0時間)	—
家族看護休暇の取得人数と取得期間合計(平成30年度)		85人 265日 (うち男性 41人 120日)	30人 66.4日 (うち男性 29人 63.2日)
年次有給休暇の取得率 (平成30年度) ※当該年度において新規に 付与された期間に対する 取得期間の割合	正規職員(短時間再任用職員を除く)	49.6%	63.7%
	短時間再任用職員	70.4%	100.0%
	非常勤嘱託職員	68.8%	—
	臨時的任用職員	88.5% 完全取得者の割合60.0%	—

1. 出産補助休暇は、職員の妻が出産する場合で、出産に伴い必要と認められる入院の付添い等をする場合に出産するため入院等する日から出産の日以後30日までの間において、4日以内取得可能。
2. 育児参加休暇は、職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合であって、その出産予定日の前日から起算して8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが適当であると認める場合において、5日以内取得可能。
3. 子看時間は、職員と生計を一にする子が、予防接種法(昭和23年法律第68号)及び結核予防法(昭和26年法律第96号)に基づく予防接種並びに母子保健法に基づく健康診査又は医師が必要と認める4歳児及び5歳児健康診断を受ける場合において、付添いに必要と認める時間取得可能。
4. 家族看護休暇は、職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、父母、子、配偶者の父母及び第18条第1項各号に規定する者が負傷し、又は疾病にかかったことにより、当該職員が看護するため勤務しないことが相当であると認められる場合において、1年度につき5日以内(小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日以内)取得可能。
5. 年次有給休暇は、正規職員(短時間再任用職員を除く)は1年度につき20日付与(前年度からの繰越は最大20日)。短時間再任用職員及び非常勤嘱託職員(週29時間勤務)は、1年度につき116.25時間付与(前年度からの繰越は最大116.25時間)。